

監査委員公告

平成28年1月7日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成28年4月7日

宮崎県監査委員	高橋	博
宮崎県監査委員	若曾	隆志
宮崎県監査委員	黒木	正悟
宮崎県監査委員	松村	一郎

平成28年1月7日に提出した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について

平成28年4月

宮崎県監査委員

財政援助団体等を対象とした監査

(1) 一般社団法人宮崎県林業公社

○ 注意事項

決算財務諸表について、貸借対照表の現金預金の計上を誤っていた。
留意を要する。

【講じた措置】

今回の指摘を受け、当該現金預金について今年度に計上する方針であることを確認した。

今後は、計上漏れが発生しないよう、チェック体制を強化し、適正な会計処理を行うよう指導した。

○ 注意事項

通勤届について、通勤方法の変更に伴う届出を提出させずに通勤手当の認定を行っていた。
善処を要する。

【講じた措置】

今回の指摘を受け、該当者から届出を提出させ、認定を行ったことを確認した。

今後は、給与規程を習熟し、適正な事務処理に努めるよう指導した。

○ 要望事項

経営改善に積極的に取り組んでいるものの、平成26年度末現在債務超過となっており、その額も前年度と比較して増加している。

第3期経営計画（改訂計画）の目標達成のため、その着実な取組が望まれる。

【講じた措置】

林業公社では、平成24年3月に策定した第3期経営計画（改訂計画）に基づき、公社自身の経営努力による収入の増や、繰上償還等による利息の軽減などの経営改善に取り組んでおり、厳しい経営状況ではあるが、平成26年度は、計画を上回る収益を確保でき、おおむね計画に沿った経営改善が進んでいるところである。

更なる経営改善に向け、県では毎月、公社と協議を行いながら、一体となって計画の確実な実行に努めているところであり、今後とも厳しい目をもって指導・監督を行っていくこととしている。

(2) 公益財団法人宮崎県産業振興機構

○ 注意事項

通勤手当について、支給不足となっているものがあつた。
善処を要する。

【講じた措置】

支給不足があつた通勤手当については、直ちに追給処理を行ったことを確認した。

今後は、処理に遺漏が発生しないようチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めるよう指導した。

○ 注意事項

高速自動カラー印刷機等のファイナンス・リース取引について、会計処理を誤っているものが見受けられた。
善処を要する。

【講じた措置】

公益法人会計基準に基づき、ファイナンス・リースの要件に合致する契約の確認を行い、売買取引として処理するリース取引については、今年度の会計処理から当該基準を適用するよう指導した。

(3) 公益社団法人宮崎県農業振興公社

○ 注意事項

延岡地区有機肥料センター団地機能保全対策工事について、変更契約に伴う契約保証の手続が行われていなかった。
留意を要する。

【講じた措置】

今後、工事請負契約事務における不備が生じないように、重複チェック体制の徹底を図り、適正な事務処理を行うよう指導した。

(4) 宮崎県住宅供給公社

○ 注意事項

賃貸管理システム等のファイナンス・リース取引について、会計処理を誤っているものが見受けられた。
善処を要する。

【講じた措置】

当該ファイナンス・リース取引の会計基準上の取扱いについて、詳細な説明を求め、改訂後の会計基準に基づき、適切に会計処理を行うよう指導した。

また、今後とも地方住宅供給公社会計基準の正確な把握に努め、特に会計基準の改定について遺漏のないよう指導した。

(5) 公益財団法人宮崎県立芸術劇場

○ 注意事項

L A N端末用パソコンのファイナンス・リース取引について、会計処理を誤っているものがあった。

善処を要する。

【講じた措置】

指摘を受け、当該財団では次のとおり対応を行った。

L A N端末用パソコンのファイナンス・リース取引については、リース料総額が300万円を超える場合、リース資産として資産計上すべきところを計上していなかったため、速やかに会計処理を実施した。

また、県では上記対応を確認した。

(6) 宮崎県信用保証協会

○ 指摘事項

機械警備業務委託等について、消費税の税率改正に伴う変更契約を締結していないものが見受けられた。

善処を要する。

【講じた措置】

宮崎県信用保証協会に対し、速やかに変更契約を締結するとともに、今後は、適正な契約事務を徹底するよう指導した。

(7) 一般財団法人宮崎県内水面振興センター

○ 注意事項

大淀川及び一ツ瀬川現場事務所警備業務委託について、検査調書が作成されていないなかった。

留意を要する。

【講じた措置】

作成された検査調書を確認した。

今後、再発防止のため、財務規定を遵守し、適正な事務処理を行うよう指導した。

(8) 一般社団法人宮崎県酪農公社

○ 注意事項

決算財務諸表について、賞与引当金を計上していなかった。
留意を要する。

【講じた措置】

賞与引当金の計上については、公社の経理規程等に従い、適正な会計処理を行うよう指導した。

○ 注意事項

農業機械のファイナンス・リース取引について、会計処理を誤っているものがあった。
善処を要する。

【講じた措置】

リース取引の会計処理については、適用する会計基準に従い、適正な会計処理を行うよう指導した。

○ 要望事項

経営改善に積極的に取り組んでいるものの、平成26年度末現在債務超過となっており、その額も前年度と比較して増加している。
中期経営改善計画の目標達成のため、その着実な取組が望まれる。

【講じた措置】

出資団体や外部コンサルタントと連携し、定期的な運営状況の把握を始め、管理体制の強化や公社職員の資質向上など、中期経営改善計画の目標達成に向けた総合的な取組に対し指導を行っている。

今後とも、次期経営改善計画に基づき、経営の健全化を図るため、引き続き関係機関と連携した指導を行っていくこととしている。

(9) 公益財団法人宮崎県暴力追放センター

○ 注意事項

事業所の暴力団等排除責任者に対する講習等の受託について、契約締結に係る決裁手続を行っていなかった。
留意を要する。

【講じた措置】

事務局規程に決裁伺文書が様式化されていないことから、様式を新設するとともに、専決規定を改正し、専務理事、事務局長の専決区分を明確化して確実な決裁手続を行うよう指導した。

(10) 学校法人宮崎総合学院

○ 指摘事項

青少年自然の家の指定管理業務について、県から貸与されている車両の法定定期点検整備を実施していないものがあった。

また、車両管理カードを作成していないものが見受けられた。

善処を要する。

【講じた措置】

青少年自然の家における車両の法定定期点検整備の実施及び車両管理カードの作成を確認した。

学校法人宮崎総合学院に対しては、今後青少年自然の家の適正な運営管理を行うよう指導した。

○ 指摘事項

建設技術センターの指定管理業務について、県から貸与されている車両の法定定期点検整備を実施していないものが見受けられた。

善処を要する。

【講じた措置】

早急に法定定期点検整備を行うよう指導し、点検整備が実施されたことを確認した。

今後は、点検整備の漏れがないようチェック体制の強化を図るとともに、車両の適正管理に努めるよう指導した。

○ 注意事項

建設技術センターの清掃業務委託について、業務委託仕様書に定める清掃回数不足しているものがあった。

留意を要する。

【講じた措置】

業務委託仕様書の内容を確実に実施するために、清掃日誌の様式を改正するとともに、清掃の実施報告の確認を十分行うように指導した。

(11) 公益社団法人宮崎県緑化推進機構

○ 注意事項

宮崎県川南遊学の森の指定管理業務について、自然体験講座に要する教材購入の見積手続を誤っているものがあった。

留意を要する。

【講じた措置】

監査指摘後、宮崎県緑化推進機構では、教材等消耗品購入について、一連の書類を添付するようにし、書類審査体制を強化するなど、事務手続の是正を行うこととした。

県では、宮崎県緑化推進機構において、書類審査体制の確認を行い、今後このような事態が生じないよう改めて指導した。

今後も引き続き、適正な事務の執行について、指導・監督に努める。